

都市再生特別措置法（宇佐市立地適正化計画）に基づく届出制度

※この書面の内容は「届出の手引」を抜粋したものです。詳しくは手引でご確認ください。

1. 届出制度とは

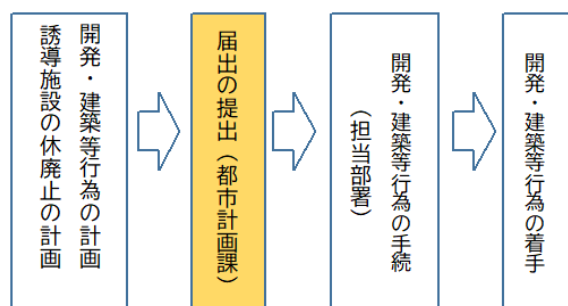
届出制度は、立地適正化計画で定めた居住誘導区域や都市機能誘導区域の区域外における住宅開発等や誘導施設の整備の動き、都市機能誘導区域の区域内に立地している誘導施設の休廃止の動きを把握するためのものです。

※届出は、**令和5年3月31日**（宇佐市立地適正化計画の公表日）から必要になります。

2. 届出窓口

都市計画課 都市計画・高速道係（本庁2階）

3. 届出の流れ



※届出は、対象となる行為に着手する日の**30日前まで**に行う必要があります。

※届出は、開発許可や建築確認申請等の前に行うようお願いいたします。

4. 届出の対象となる区域

都市計画区域内が対象となります。

5. 届出の対象となる行為

(1) 住宅の建築等の届出（法第88条）

	開発行為	建築等行為
対象区域	都市計画区域のうち <u>居住誘導区域外</u> の区域	
届出の対象となる行為	・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合

	・1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000平方メートル以上のもの	・建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
届出様式	様式第10	様式第11
添付図書	① 付近見取図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内および当該区域の周辺の公共施設を表示する図面） 縮尺1,000分の1以上 ② 設計図（開発許可申請における現況平面図、土地利用計画図、造成計画平面図等） 縮尺100分の1以上 ③ その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図（開発区域の面積）等）	① 配置図（敷地内における住宅の位置を表示する図面） 縮尺100分の1以上 ② 住宅の2面以上の立面図および各階平面図 縮尺50分の1以上（記載事項が明瞭に確認できる場合は100分の1以上でも可。ただし再提出の場合あり） ③ その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図、求積図（住宅の存する土地の面積）等）
	届出を委任する場合は委任状（任意様式）	

※届出内容の変更

変更に係る行為に着手する日の**30日前まで**に届出（様式第12及び変更内容を示す上記の図書）が必要です。

(2) 誘導施設の建築等の届出（法第108条）

	開発行為	建築等行為
対象区域	都市計画区域のうち <u>都市機能誘導区域外</u> の区域	

裏面に続く

誘導施設	公共 ：市役所、文化施設（ホール、地域交流施設等）、図書館、出張所 商業 ：大規模小売店舗 （店舗面積 1,000 m ² 超） 医療 ：病院、一般診療所（内科） 福祉 ：地域包括支援センター、障がい福祉サービス施設（相談支援事業所） 子育て ：幼稚園、保育所、認定こども園 その他 ：金融機関、地区公民館	
届出の対象となる行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
届出様式	様式第 18	様式第 19
添付図書	5.(1)の添付図書と同じ。	

※届出内容の変更

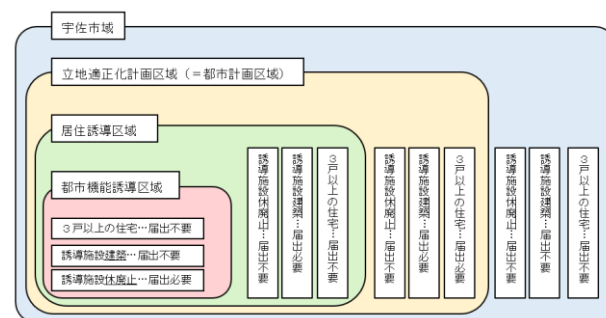
変更に係る行為に着手する日の **30 日前まで**に届出（様式第 20 及び変更内容を示す図書（5.(1)の添付図書と同じ））が必要です。

(3) 誘導施設の休廃止の届出（法第 108 条の 2）

対象区域	都市計画区域 のうち 都市機能誘導区域内 の区域
誘導施設	5.(2)の誘導施設と同じ。
届出の対象となる行為	当該都市機能誘導区域に係る導施設を休止または廃止しようとする場合 ※都市機能誘導区域は 5 区域設定。各誘導区域に係る誘導施設は、市ホームページ、届出の手引等でご確認ください。
届出様式	様式第 21
添付図書	位置図 ※届出を委任する場合は委任状（任意様式）

6. 届出の対象となる行為

(1) 届出の要否



（届出イメージ図）

(2) 届出様式

都市計画課窓口・市ホームページで入手できます。

(3) 居住誘導区域・都市機能誘導区域

都市計画課窓口・市ホームページで確認できます。

(4) 届出の手引

都市計画課窓口・市ホームページで確認できます。

(5) 宇佐市立地適正化計画

都市計画課窓口・市ホームページで確認できます。

問い合わせ

宇佐市 都市計画課

〒879-0492 宇佐市大字上田 1030-1

TEL 0978-27-8180（直通）